

許可番号 03220031416

産業廃棄物処分業許可証

住所 大田市久手町刺鹿2290番地5

名称 有限会社 山崎組

代表取締役 山崎 敬子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和2年7月17日

許可の有効年月日 令和7年6月20日

1. 事業の範囲

事業の区分 選別、破碎（移動式を含む。）以下余白

産業廃棄物の種類

選別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類
破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類
以上7品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成7年6月21日新規許可
- (2) 破碎する産業廃棄物の種類の追加により平成15年11月18日変更許可
- (3) 破碎する産業廃棄物の種類の追加により平成19年1月15日変更許可
- (4) 破碎する産業廃棄物の種類の追加により平成27年12月22日変更許可
- (5) 選別行為の追加により平成29年5月30日変更許可
- (6) 令和2年7月17日更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無

※事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

- ・施設の種類：選別施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類
- ・設置場所：大田市鳥井町鳥越413番地41
- ・設置年月日：平成23年8月5日
- ・処理能力：49.37t/時間、8時間稼働、394.9t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(2) 破碎施設1

- ・施設の種類：破碎施設（移動式）
- ・処理する廃棄物の種類：ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：大田市鳥井町鳥越413番地41（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成17年3月31日
- ・処理能力：0.568t/時間、8時間稼働、4.544t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(3) 破碎施設2

- ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・処理する廃棄物の種類：ガラスくず等、がれき類
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：大田市鳥井町鳥越413番地5（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成26年9月3日
- ・処理能力：175t/時間、8時間稼働、1,400t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成26年7月29日、廃第28号

(4) 破碎施設3

- ・施設の種類：廃プラスチック類の破碎施設（政令第7条第7号）
木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：大田市鳥井町鳥越413番地14、413番地41（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎、木くずの破碎施設に限る）
- ・設置年月日：平成27年11月9日
- ・処理能力：
廃プラスチック類 50.91t/時間、8時間稼働、407.28t/日
紙くず 43.64t/時間、8時間稼働、349.12t/日
木くず 80.00t/時間、8時間稼働、640.00t/日
繊維くず 17.58t/時間、8時間稼働、140.64t/日
金属くず 164.37t/時間、8時間稼働、1,314.96t/日
ガラスくず等 145.46t/時間、8時間稼働、1,163.68t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成27年9月29日、廃第28号の3

(5) 破碎施設4

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：大田市鳥井町鳥越413番地14、413番地41（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：令和2年4月10日
- ・処理能力：60.9t/時間、8時間稼働、487.2t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：令和2年3月30日、廃第28号の5

以下余白